1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(平成24年法律第50号。以下「法」という。)第9条第1項の規定に基づき、障がい者就労施設等からの物品の調達の推進を図るための方針を定め、本市における障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図る。

2 用語の定義

本方針において使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

3 適用範囲

本方針の適用範囲は、市の全ての機関(以下「各部局等」という。)が発注する物品又は役務(以下「物品等」という。)の調達とする。

4 調達の対象となる障がい者就労施設等

調達の対象となる障がい者就労施設等は、次のとおりとする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第 123号)に基づく事業所等
 - ア 就労移行支援事業所
 - イ 就労継続支援事業所(A型・B型)
 - ウ 生活介護事業所
 - エ 障がい者支援施設 (就労移行支援、就労継続支援及び生活介護を行うものに限 る。)
 - オ 地域活動支援センター
- (2) 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令(平成25年政令第22号)に基づく事業所
 - ア 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号。以下「障害者 雇用促進法」という。)に基づく子会社の事業所(特例子会社)
 - イ 重度障がい者多数雇用事業所 (次の(ア)から(ウ)までの要件を全て満たす事業所に限る。)
 - (ア) 障がい者の雇用者数が5人以上
 - (イ) 障がい者の割合が従業員の20%以上
 - (ウ) 雇用障がい者に占める重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の割合が30%以上
- (3) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障がい者等
 - ア 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障がい者
 - イ 在宅就業障がい者に対する援助の業務等を行う団体

5 調達の対象物品等

特に分野を限定することなく、障がい者就労施設等が受注可能なものとする。

6 調達の推進方法

- (1) 調達担当部署は、年度毎に前年度の調達実績及び当該年度の調達予定を勘案の上、 当該年度に調達する物品等についての目標を設定し、物品等の調達に努める。
- (2) 各部局等は、障がい者就労施設等がその特性により不当に排除されないようにするため、調達に係る競争への参加の機会の確保に留意するとともに、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)、人吉市契約規則(昭和39年人吉市規則第4号)など関連規定に従い、随意契約方式を活用しながら、障がい者就労施設等からの調達の推進に努めるものとする。
- (3) 各部局等は、障がい者就労施設等に対し調達を行うときは、可能な範囲で、障がい者就労施設等の特性に配慮した仕様及び納期の設定等に努めるものとする。
- (4) 調達担当部署は、本方針及び市内の障がい者就労施設等の情報を庁内に周知し、障がい者就労施設等からの調達の推進を図る。

7 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 本方針を策定又は見直ししたときは、市ホームページ等により公表する。
- (2) 調達実績については、翌年度の6月末までに概要を取りまとめ、市ホームページ等により公表する。

8 調達の目標

当該年度の調達目標額は、前年度に障がい者就労施設等から調達した実績額を上回ることを目標とする。

9 進行管理

調達担当部署は、調達の目標を達成するため、年度途中における調達状況の把握を行い、進行管理に努めるものとする。

10 調達担当部署

調達方針の策定及び見直し並びに調達実績の取りまとめ及び庁内への周知等に関する調達事務は、健康福祉部福祉課が行う。

11 その他

障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進に資するよう、必要に応じて本方針の見直しを行うものとする。

12 方針の期間

本方針の期間については、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

13 施行日

本方針は、令和6年4月1日から施行する。